

# 三芳町協働のまちづくりネットワーク規約

## 1 趣 旨

三芳町協働のまちづくり条例施行規則（平成20年三芳町規則第10号）第5条第1項第1号の協働のまちづくり住民ネットワークについて、同条第2項の規定に基づき、その組織及び運営に関し必要な事項を定めます。

## 2 名 称

この組織の名称は、三芳町協働のまちづくりネットワーク（以下「まちづくりネット」という。）とします。

## 3 運営方針

- (1) まちづくりネットは、三芳町協働のまちづくり条例（平成20年三芳町条例第1号）の基本理念に基づいて運営されます。
- (2) まちづくりネットは、三芳町協働推進本部（以下「町本部」という。）と連携して活動を推進します。
- (3) まちづくりネットは、公共性、公開性、民主性及び継続性の原則で運営されます。

公共性 = 多くの住民のために活動する  
民主性 = 話し合いにより運営する

公開性 = だれでも参加できる状態で運営する  
継続性 = 後戻りせず成果を積み上げ発展させる

## 4 活動内容

- (1) 協働事業のメニュー化及び重点化（アクションプランの調整）
- (2) 協働モデル事業の企画及び実施
- (3) まちづくり活動相互の連携及び町行政とのつながりの支援
- (4) まちづくりに関する学習会の企画及び実施
- (5) まちづくり活動情報の収集及び発信
- (6) 協働のまちづくりに関する町本部への提言
- (7) その他協働のまちづくりを推進するために必要な事項

## 5 会員資格

- (1) 協働のまちづくりの理念に賛同し、まちづくりに貢献しようとする意欲のあるもので、次のいずれかの要件を備えたものとします。

ア 町内に在住、在勤又は在学する個人

イ 町内で活動する個人、地域コミュニティ、団体及び事業者

ウ その他まちづくりネットにおいて特に必要と認めた者

## 6 参加方法

(1) 次に掲げる活動の一部又は全部への参加とします。

ア 分野グループ会議への参加

イ 協働モデル事業その他まちづくりネットが実施する事業への参加又は協力

ウ その他まちづくりネットの活動への参加又は協力

## 7 分野グループ

(1) まちづくりネットに次の分野グループを置きます。

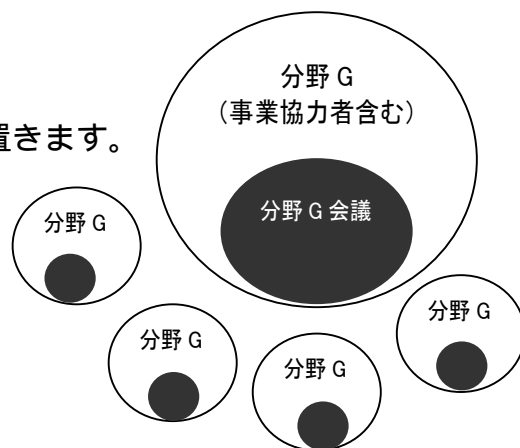
ア 健康福祉グループ

イ 都市安全グループ

ウ みどり環境グループ

エ 産業観光グループ

オ 教育文化グループ



(2) アクションプラン及び運営委員会の協議に基づいて、各分野グループの活動に関する企画及び調整を行い、もって各グループ活動を円滑に推進するため、分野グループごとに分野グループ会議を置きます。

(3) 分野グループ会議は、第5項の会員資格を有し、第6項に掲げる活動の全部に参加する意志のある者により構成します。

(4) 分野グループ会議に、グループ代表1名及び副代表1名を置きます。

(5) グループ代表及び副代表は、分野グループ会議において互選により選出します。

(6) グループ代表は、分野グループ会議を総理し、会議を代表し運営委員会に出席します。

(7) 副代表は、グループ代表を補佐し、運営委員会に出席するとともに、代表に事故があるときはその職務を代理します。

(8) グループ代表及び副代表の任期は、2年とします。ただし、再任を妨げません。

(9) 分野グループ会議は、運営委員会の要請により、必要な作業担当を置くことができます。

(10) その他分野グループの組織及び運営について必要な事項は、運営委員会が協議して定めます。

## 8 運営委員会

- (1) まちづくりネットに、運営委員会を置きます。
- (2) 運営委員会は、次の委員をもって組織します。
  - ア 各分野グループの代表者及び副代表者
  - イ 行政連絡区が指定する者 1名
  - ウ まちづくり活動に識見を有する者 若干名
- (3) 運営委員会に、委員長1名及び副委員長2名を置きます。
- (4) 委員長は運営委員会において互選により選出し、副委員長は委員長が運営委員の中から指名します。
- (5) 委員長は、運営委員会の会務を総理するとともに、まちづくりネットを代表します。
- (6) 副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長に事故があるときはその職務を代理します。
- (7) 委員長及び副委員長の任期は、2年とします。ただし、欠員による後任者の任期は前任者の残任期間とします。
- (8) 運営委員会は、委員長が招集します。
- (9) 運営委員会は、次の事務を担当します。
  - ア まちづくりネットの事業計画及び予算の決定並びに事業報告及び決算の承認
  - イ まちづくりネットの2以上の分野グループにまたがる横断的な事項の調整又は決定
  - ウ 協働事業の立案、まちづくりネットの規約変更等協働のまちづくりに関する提言その他町本部との調整
  - エ その他まちづくりネットの組織及び運営に関し必要な事項の調整又は決定

## 9 監事

- (1) 事業及び経理の状況を監査するため、まちづくりネットに監事2名以内を置きます。
- (2) 監事は、運営委員会において選任します。
- (3) 監事は、運営委員会の委員を兼ねることができません。

## 10 事務スタッフ

- (1) 運営委員会の事務を処理するため、運営委員会に事務スタッフ若干名を置くことができます。

## 1 1 委任

この規約に定めるもののほか、まちづくりネットの組織及び運営に関し必要な事項は、運営委員会が協議して定めます。

## 1 2 施行期日

この規約は、まちづくりネット設立の日より施行します。